

質問内容	回答
<p>【ほがらか湯】</p> <p>予算を組むうえで、光熱水費（電気・水道料金）が不明であれば積算ができません。予算を組むのに必要ですので宜しくお願いいたします。</p>	<p>令和5年3月にほがらか湯においてレジオネラ属菌が検出されたことから、以降、浴槽水の管理方法の見直しを実施いたしました。</p> <p>見直し前後の電気量を比較したところ、見直し後は見直し前の量の約1.15倍であったことから、電気料の積算に当たっては、「令和4年度の実績」「電気料金の改定状況」に、『当該倍率を加味して』積算しております。</p> <p>また、水道料については、管理方法の見直しによる影響は小さいことから「令和4年度の実績」を基に積算しております。</p> <p>※令和4年度実績（合同説明会資料より）</p> <p>電気料 7,062,523 円</p> <p>水道料 9,027,706 円</p>